

# 関西文化学術研究都市（京都府域）における 太陽光発電設備設置の景観形成ガイドライン

## 1. 策定の目的

太陽光発電設備の設置について、エネルギー施策及び未利用地の暫定利用のため積極的に進める一方、景観形成に支障を及ぼさないよう誘導するため、その基準及び手続きを明示することを目的とする。

## 2. 対象区域

関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）の対象区域図の文化学術研究地区のうち、長期未利用地及び既立地施設用地の空き地を対象とする。

## 3. 対象行為

メガソーラー（出力 1,000kw 以上の大規模設備となるもの）の設置

## 4. 基準

### ①設備について

- 設置位置 敷地境界線から景観計画の別表「植栽帯の幅・門の後退距離」以上を確保すること。
- 色彩 全体として周辺の緑との調和を図ること。（原色の使用は避ける）
- デザイン デザインの質が高いものであること。  
防眩処理されたものを使用する等、光の反射を抑える工夫をすること。ただし、光の反射が敷地外に影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

※受電設備等の機械設備は、景観阻害要因にならないよう設置位置に配慮すること。

### ②敷地の外構について

#### 【Ⅰ. 更地に設置する場合】

- フェンス等 透過性の高いもの（圧迫感がないもの）とすること。
- 緑化等 特に道路に面する部分については、緑化に努めること。  
これらの良好な管理に努めること。

#### 【Ⅱ. 既に建築物が立地した敷地内の空地に設置する場合】

- 緑化等 既存の植栽を維持すること。  
設置により撤去する植栽は、敷地内に移植する等、緑化の維持に努めること。

## 5. 景観に関する手続き

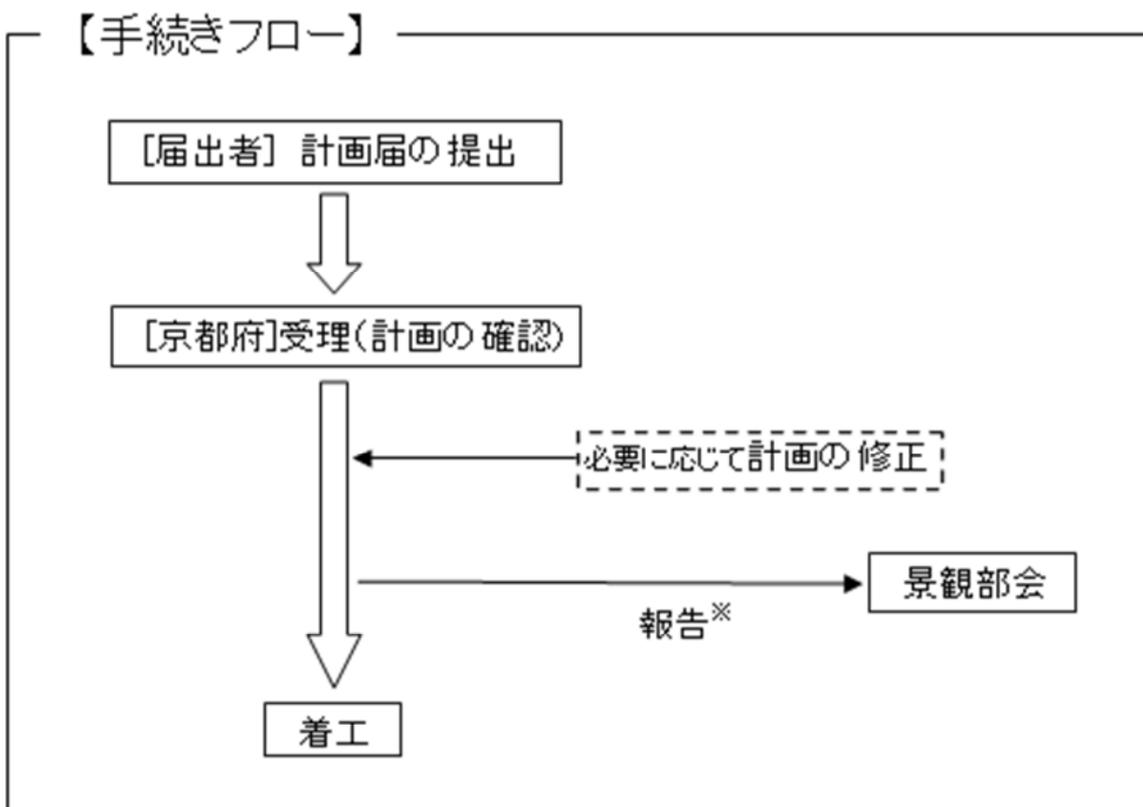
### 【提出書類】

- ① 太陽光発電設備設置計画届（別紙様式－1）
- ② その他必要な添付図書  
位置図、配置図、製品カタログ（高さ、マンセル値記載）、現況写真

※変更の場合：太陽光発電設備設置計画届（変更）（別紙様式－2）

### 【提出部数】

正1部、副1部



※独特な形状のものや壁面設置の場合については、別途、関西文化学術研究都市景観部会の意見を聴く場合があります。

### (留意事項)

このガイドラインは、平成25年3月15日から施行する。